

緊急経済対策事業継続支援金に関するQ & A

Q1. 制度の趣旨は？ 国の持続化給付金、県の協力金との違いは何ですか？

Ans. 国…感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としてもらう（前年同月比▲50%以上の売上減）
県…県の要請に応じて、施設の休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）に全面的に協力したことへの協力金
市…国と同様の趣旨で、事業の継続及び雇用の維持を支援するもの（前年同月比▲30%以上の売上減）

Q2. 国の持続化給付金、県の協力金、市の支援金と重複して受給することは可能ですか？

Ans. それぞれ、趣旨や要件が違うため、重複受給することに問題はありません。

Q3. 「新型コロナウイルス感染症の影響」はどのように確認するのですか？

Ans. 前年同月比 30%以上の売上減を条件として、本人（事業主）の申し出により確認します。

Q4. 業種を限定した理由は何ですか？

Ans. 各業界の皆様からいただいた意見や要望、また、日々市役所へ寄せられる市民の皆様からのご意見等から、特に感染症の影響が大きいと判断した業種を今回の支援金の対象としています。

Q5. 支援金の使途は定めがありますか？

Ans. 店舗の賃料や人件費など、事業活動を継続する上で必要とする経費として使ったたくものとして、特に限定していません。

Q6. 支援金の交付申請について、いつ、どこで、必要なものは何ですか？

Ans. 申請期間 5月11日（月）～6月30日（火）
受付会場 市役所対策実施本部（市役所新本館棟3階）及び各支所
必要なもの 前年の総売上額及び前年同月比で売上30%減が確認できる帳簿等、法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は運転免許証、マイナンバーカード、島民カードなど本人確認ができるもの、市税の滞納がない証明書（市税務課（1階）または各支所で交付を受けてください。証明手数料はかかりません。）、通帳、印かんをご持参ください。

Q7. 申請方法を教えてほしい。

Ans. 対策実施本部（市役所新本館棟 3 階）が各支所で申請ができます。Q6 もご参照ください。

会場の混雑予防策として、

- ・ 奇数日の申請については、郵便番号の末尾が奇数の事業所
 - ・ 偶数日の申請については、郵便番号の末尾が偶数の事業所
- として、協力をお願いします。（強制ではありません。）
 なお、郵便による申請にも対応します。

Q8. 支援金は、どれくらいの期間で振り込まれますか？

Ans. 申請書の提出から、2 週間以内に振り込むことを予定しています。

Q9. 一つの事業主（法人）が複数の対象業種を営んでいて、複数の業種が売上減少率の要件を満たしている場合、支援金の対象となりますか？

Ans. 申請は、法人又は個人事業者単位とし、1 つしか認められません。

Q10. 市の指定管理により営業している事業所の取り扱いは？

Ans. その施設の管理運営に係る費用は委託料として支払われています。営業活動に係る部分は委託料には含まれていませんので、支援の対象とします。

Q11. 最近開業した店舗は対象となりますか？

Ans. 2019 年以前に開業した事業者を対象としています。

Q12. 2019 年 8 月に開業したのですが、売上比較はどの月で行うのですか？
 また、2019 年の総売上額はどのような方法で計算しますか？

Ans. 2019 年以前に開業した事業者が対象となりますが、2019 年 2 月から 5 月の売上比較ができない場合は、2019 年の月平均額と 2020 年 2 月から 5 月の各月の売上比較をすることとします。

また、2019 年の総売上については月平均額に 12(か月)を乗じて算出することとします。

Q13. 事業の一部で、小売や飲食サービスを営んでいるのですが、対象となりますか？

Ans. 事業の営業分類として、小売業や飲食サービス業に該当するのであれば対象となります。なお、どちらを対象とするかは、事業者において選択できますが、前年の総売上及び前年の 2 月から 5 月との比較については、事業者が営む事業全体の売上と比較をします。

Q14. 本社は市外にありますが、市内に支店がある事業所です。支援金の対象となりますか？

Ans. 支店において、対象の要件である売上減少割合が 30%以上であれば対象となります。この場合、支店における減収が確認できる帳簿等が必要です。

Q15. 対象事業者として、企業規模や従業員数の制限がありますか？

Ans. 中小企業者を対象として、法人でも個人事業者も対象となります。

※中小企業とは…

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(中小企業庁のHP から引用)

Q16. 確定申告が終わっておらず、前年収支が確定していませんが、対象となりますか？

Ans. 前年同月比 30%以上の売上減少を証明できる帳簿等の提示があれば対象となります。

Q17. 早めに申し込まなければ支援金の対象とならないのですか？

Ans. 受付期間は、5月11日から6月30日としており、申請日から2週間以内をめぐりに支援金を振り込む予定としています。

Q18. 支援金の税上の取り扱いは？

Ans. 給付の趣旨が国の持続化給付金と同様であることから、持続化給付金における取扱いに準じることとします。

Q19. 運転代行は対象になりますか？

Ans. 対象となる業種の拡大を行い、「生活関連サービス業」として対象に含めることとしました。

Q20. 花屋は対象になりますか？

Ans. 花屋は日本標準産業分類において、「小売業」に分類されるため、今回の対象となります。

Q21. 印かんは認め印でいいのですか？

Ans. 認め印で問題ありません。

Q22. 申請受付時間は何時までですか？

Ans. 受付時間は以下のとおりです。(土、日を除きます。)

5月11日～31日 8:30～18:00

6月1日～30日 8:30～17:15

Q23. 申請は土、日でもできますか？

Ans. 5月16日（土）及び17日（日）のみ市役所対策実施本部で受け付けることといたします。（受付時間 8:30～17:15）

Q24. 代理で申請できますか？

Ans. 代理申請は可能です。その場合、代理の方の印かん及び本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、島民カードなど）をご持参ください。